

第2章 輸入制限

我が国としては、輸入数量制限について、次のとおり対処する。

I. 農水産品

輸入数量制限対象農水産品については、ガット及び関係国との協定・交渉において下記の方針により対処することとし、これらの協定・交渉を踏まえ、我が国農水産業の実情に配慮しつつ、国際的動向に即した市場アクセスの改善に努める。

1. 新ラウンドに向けて、現在ガット農業貿易委員会において、

- (1) 農産物貿易をガット体制により一層組み入れること、
- (2) 市場アクセスの条件を改善すること、
- (3) 輸出競争をより強い規律の下におくこと、

を目指して、ウェーバー等を含む輸入数量制限、輸入課徴金、輸出補助金等農産物貿易に影響を与えるすべての措置を対象に、農業の特殊性を十分考慮した新しいルール策定の作業が既に開始されている。ガットにおけるこのようなルールの合意形成に積極的に参加し、この作業及び新ラウンド交渉の進捗を図る。

2. 関係国間で約束がなされている牛肉、かんきつその他の農産物については、その内容を誠実に履行するとともに、期限後の取扱いについて、約束に従い逐次協定を開始し、誠意をもって適切に対応する。

II. 鉱工業品

皮革及び革靴の輸入数量制限については、ガットの場において適切に対処する。

第3章 基準・認証、輸入プロセス

I 基本方針

1. 政府は、我が国の法令等に基づくすべての基準・認証制度等につき、「原則自由・例外制限」、「例外制限の内容も必要最小限のものに限定する」、「可能な限り消費者の選択と責任に委ねる」、「生産者の義務と責任についての自覚を促す」との視点に立って総点検し、率先して我が国市場へのアクセス改善を図るべく別紙1の措置をとる。
2. なお、総点検の過程においては、我が国の基準・認証制度を可能な限り諸外国の類似の制度と比較検討し、我が国の制度が少なくともこれら諸国の制度に比し市場の開放性において遜色のないものとする事とした。
3. さらに、今回の作業において、200件を超える諸外国等からの要望事項については、すべて精査し、誠意をもって対応した。
4. また、1月の日米首脳会談を受けて開始された日米間の四分野のハイレベル協議における現在までの成果のうち、基準認証制度等に関する部分を取りまとめて別紙1の附属として示した。これらの成果は、米国のみならず、広く諸外国に均てんするものである。

II アクション・プログラムの主要内容

1. 政府の介入を必要最小限にとどめ、我が国市場が自由な競争原理を最大限に発揮しうるようにするため、基準・認証制度の対象品目の削減、基準自体の削減のほか、とりわけ自己認証制度の導入と拡充を図ることとする。

(具体的措置例)

消費生活用製品安全法に基づきチェックしていた炭酸飲料ビン詰め等、伝染病予防法に基づく消毒用医薬品、等8件の基準認証制度について、国等が行う検査等に代わり、メーカー自身が基準に適合しているか否かをチェックする自己認証制度を新たに導入するほか、電気用品取締法等に基づく5件の基準認証制度について、政府認証の範囲を縮小して自己認証の対象を拡充する。

また、化粧品については、その全ての種類につき、順次、配合し得る成分の規格基準を作り、これに適合するものについては、個別の製品毎に許可を受けする必要はなく届出で足りることとする(当面3年間でマニキュア、ヘアリキッド等について基準を作り、これにより化粧品全体の許可件数は3年間で6割程度減少)。

2. 外国製品の我が国市場への参入に関し、我が国製品と同様公平で平等な参入機会を与える措置をとる。

このための手段として、外国製品の我が国市場への参入に必要な許可等を得るため、我が国に提出しなければならない検査データにつき、外国で作成されたデータを出来る限りそのまま認めることとする。

(具体的措置例)

申請者(メーカー等)の作成データをそのまま認める(大部分の臨床項目についての試験データ受入れ、新設の「輸入車特別取扱い制度」における一定条件の下でのデータ受入れ等)、外国の第三者機関(外国検査機関)を予め指定しておき、同機関が作成したデータを事実上自動的に受け入れ、承認等を行う(JAS法、JIS法等で新たに認めることとする)その他の方法があるが、これらの導入により許可等の取得が従来より遙かに容易となり、外国製品が我が国市場において実質的にも我が国製品と全く同等の競争条件を与えられることとなる。

3. 我が国市場における競争上の公平性を確保するため、基準の設定、改訂に関し外国関係者の意見を反映させるなど政策決定における透明性を確保する。

(具体的措置例)

すべての審議会、審議会の専門委員会等で、規格・基準の制定又は改正に関する原案を作成する過程において、常に、外国関係者が参加ないし出席し、意見を述べる事ができることとする。

4. 市場アクセスを容易にするため、認証に至る手続きを極力簡素化し、迅速化する措置をとる。

(具体的措置例)

すべての基準・認証制度に基づく許可等の事務処理にどの位の期間を要するか(標準事務処理期間)予め明示し、その期間内に処理しえない事情がある場合にはその旨を明らかにすることとする。これにより、行政各部における事務の大幅な迅速化が期待される。

5. 物資の流れに着目し、我が国市場参入時点での手続きの簡素化を図る措置をとる。

このため、輸入届出手続きを不要とする範囲を拡大したり、税関窓口への事務委任の範囲を拡大すること等によって、外国製品の輸入手続きを極力簡素なものとし、スピードアップすることとする。

(具体的措置例)

今回、動植物原料油脂、モルト、ホップ等の一部の加工食品原料については輸入届出が不要となったほか、ウィスキー、ブランデー、過去において食品衛生上問題が生じていないチョコレート、紅茶等を継続的に輸入する場合、一定期間(1~3年)内は輸入の都度の届出なしに輸入できることとする。今回の措置の結果、輸入食品全体の約3割(生鮮食品を除けば、全体の約6割)について手続が大幅に簡素化されることとなる。

Ⅲ フォローアップ体制等

今後は、これらの改善措置を着実に実施に移し、今回の作業の適切なフォローアップを行うことがとりわけ重要な課題となるが、これらに係る今後の方針、体制等は、今回の作業方針とも言うべき基本的な考え方とともに別紙2に詳述されている。

1. 基準・認証制度に関する改善措置

(別紙 1)

A. 政府介入の縮小のための措置

措置の分類	措置の概要	タイムスケジュール
1. 基準・認証制度の適用 対象品目の縮小	<p>(厚生省)</p> <p>○医療用具103種類のうち医療用遠心ちんでん器、医療用定温器等3年間で33種類の医療用具を承認不要とする。 注. JIS規格の整備による承認不要範囲の拡大と合わせ、医療用具の年間承認件数を3年間で1/4減らす。</p> <p>○化粧品の種類毎に配合成分等の基準を作成し、これに適合する化粧品については個別の製品ごとの許可を不要とし、届出で足りるものとする。 (1)3年間でマニキュア、ヘアーリキッド等15種類(毎年5種類)の化粧品について、この基準を作成し、6割程度の製品を許可不要とする。 (2)その後も、基準の作成を進め、許可不要の範囲を拡大する。 (薬事法)</p>	<p>3年間</p> <p>3年間、その後も継続</p>
	<p>(農林水産省)</p> <p>○取引の単純公正化等の観点に照らし、JASの対象品目について削減する方向で見直す。 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)</p>	<p>61年度中</p>
	<p>○動物用医薬品の検定対象から、(1)診断液の一部を除外し、(2)抗生物質飼料添加剤についても除外の方向で検討する。 (薬事法)</p>	<p>(1)本年度中 (2)61年度中</p>
	<p>(通商産業省)</p> <p>○取引の単純公正化等の観点に照らし、現行JISマーク表示対象品目の1割程度を削減することを目途に見直す。 (工業標準化法)</p>	<p>3年間(本年8月から着手)</p>
	<p>○各種メーター等の計量器について、国の検定等の対象品目を縮減する。 (計量法)</p>	<p>61年度に計量行政審議会に諮問</p>
	<p>○新規に製造又は輸入される化学物質のうち外国で既に安全性が確認されているものについて安全性を確認のうえ、使用可能物質として公示する制度を創設する。 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)</p>	<p>3年間</p>

措置の分類	措置の概要	タイムスケジュール
	<p>(労働省)</p> <p>○小型のスチーム・クリーナ（洗車用等）及び模型蒸気機関車のボイラーについては、規制の対象外とする。</p> <p>○新規に製造又は輸入される化学物質のうち、既存化学物質から構成される一定の高分子化合物について届出を不要とする方向で検討する。 (労働安全衛生法)</p> <p>(自治省)</p> <p>○展示用繊維板等防災規制の対象品目を2割程度削減する。 (消防法)</p>	<p>3ヶ月以内</p> <p>1年以内</p> <p>1年以内</p>
<p>2. 政府認証から自己認証への移行</p>	<p>(厚生省)</p> <p>○医療用具について、3年間で36のJIS規格を定め承認不要とするとともに、その後も引き続きJIS規格の整備を図り、製造業者自らの責任において規格に合致していることをチェックする品目の範囲を拡大する。</p> <p>○国家検定の対象となっている医薬品のうち輸液製剤及び一部の血液製剤について、製造・品質管理技術の進歩を踏まえつつ検定を廃止し、製造業者自らの責任において基準に合致していることをチェックする品目の範囲を拡大する。 (薬事法)</p> <p>○伝染病予防のために用いられる消毒用医薬品の国家検定を廃止し、製造業者自らの責任において基準に合致していることをチェックすることとする。 (伝染病予防法)</p> <p>○食品に使用されるかんすい及びタール色素製剤について、製品検査を廃止し、製造業者自らの責任において規格に合致していることをチェックすることとする。 (食品衛生法)</p> <p>(農林水産省)</p> <p>○炭酸飲料びん詰について、安全基準に合致しているかどうかを製造業者自らの責任においてチェックする制度（自己認証制度）を導入する方向で検討する。 (消費生活用製品安全法)</p> <p>○動物用医療用具のうち、安全性の確保の面で問題が少なく、かつ、製造・品質管理技術が定着しているものについて、品質規格基準に適合していることを自己認証させる制度を導入する。 (薬事法)</p> <p>○現在登録制の対象となっている肥料の一部を、届出制（指定配合肥料）に移行させる。 (肥料取締法)</p>	<p>3年間、その後も継続</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>3年間</p> <p>3年以内</p> <p>3年間</p> <p>本年度中</p>

措置の分類	措置の概要	タイムスケジュール
	<p>(通商産業省)</p> <p>○電気用品の安全性を確保するための基準の遵守を政府がチェックしている品目(甲種)を見直し、製造業者自らの責任において基準に合致していることをチェックする品目(乙種)へ移行させる。これにより現行の乙種品目数(72)を当面積ね倍増し、さらに調査を行い今後3年間で現行乙種品目数を3倍増とすることを目標とする。(電気用品取締法)</p> <p>○消費生活用製品安全法に基づく特定製品の規制について関係審議会に諮り、消費者等の意見を踏まえて自己認証制の導入の可能性を検討する。(前頁の農林水産省の項参照) (消費生活用製品安全法)</p> <p>○信頼性の向上した高圧ガス利用製品について自己認証制度の拡大を図る等法令上の取扱いを検討する。(高圧ガス取締法)</p> <p>(郵政省)</p> <p>○高周波利用設備のうち、その製造・品質管理技術が定着している電子レンジについて技術基準に適合していることを自己認証させる。(電波法)</p> <p>(労働省)</p> <p>○簡易防じんマスクについて、構造・性能基準に適合していることを自己認証させる。(労働安全衛生法)</p> <p>(建設省)</p> <p>○フィンランド等から導入された丸太組構法(丸太を積み上げて壁面を構成する構造方法)のうち、すでに十分実績のある型式については設計基準に適合していることを自己認証させる。(建築基準法)</p> <p>(自治省)</p> <p>○消防ポンプ等消防用機械器具等の検定制度の対象品目の1割程度について自己認証への移行を検討する。(消防法)</p>	<p>3年間</p> <p>3年以内</p> <p>60年11月末を目途に 高圧ガス及び火薬類 保安審議会の答申を 予定</p> <p>本年中</p> <p>1年以内</p> <p>本年度末</p> <p>1年以内</p>
3. 規格基準の項目削減又は緩和	<p>(農林水産省)</p> <p>○肥料の公定規格の技術基準のうち、造粒促進剤等の原材料に関する制限を緩和する。(肥料取締法)</p> <p>○動物用医薬品の検定項目のうち、ホルマリン定量試験等の理化学試験の一部を廃止する。(薬事法)</p>	<p>本年度中</p> <p>本年中</p>

措置の分類	措置の概要	タイムスケジュール
	<p>(通商産業省)</p> <p>○先般のタンクローリー横転事故についての関係省庁連絡会議の検討結果をも踏まえて車両による高圧ガス移動の際の規制基準を見直す。 (高圧ガス取締法)</p> <p>(郵政省)</p> <p>○電気通信端末機器の技術基準項目を30項目から21項目へ削減する。 (電気通信事業法)</p> <p>(自治省)</p> <p>○消防ポンプ等の消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を1/4程度削減する。 (消防法)</p>	<p>関係省庁連絡会議の検討結果を踏まえ速やかに</p> <p>7月20日</p> <p>1年以内</p>
4. その他	<p>(通商産業省)</p> <p>○法定計量器の比較検査、基準器検査の有効期間を延長する。 (計量法)</p> <p>(運輸省)</p> <p>○米国又は欧州の基準認証制度より簡素化された制度である少数台数取扱制度を次のように抜本的な改善を行い、「輸入車特別取扱制度」を創設する。</p> <p>(1)少数台数取扱制度では、適用台数の枠を一型式年間500台以下としていたが、1000台にまで拡大することとする。</p> <p>(2)少数台数取扱制度では、検査データについては指定検査機関のデータを提出することとしていたが、一定条件下で自動車メーカー自身が作成するデータを受け入れることとする。</p> <p>(3)少数台数取扱制度では、申請された自動車についての適用期間を2年間とし、2年を越す場合には再申請を必要としていたが、適用期間の制限を無くすることとする。</p> <p>(4)検査の際、国の検査場への1台毎の自動車の持ち込みを省略するための手続を導入することとする。</p> <p>さらに、今後1年以内に基準の統一問題と自己認証の問題について外国関係者と協議し、その結果に基づき自動車の基準認証制度の改善方針を決定する。 (道路運送車両法)</p> <p>(郵政省)</p> <p>○(1)自動車電話、(2)ポケットベル、(3)コードレス電話の技術基準を緩和するとともに、(4)ポータブル・データ・ターミナルの導入に必要な措置について検討する。 (電波法)</p>	<p>61年度に計量行政審議会に諮問</p> <p>本年内</p> <p>(1)61年4月までに電気通信技術審議会の答申を予定</p>

情 況 の 分 類	措 置 の 概 要	タイムスケジュール
		(2)及び(3)61年3月ま でに同審議会の答 申を予定